

令和7年 第6回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年7月4日（金）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1番：矢方 盛士 2番：佐藤 優子 3番：仲摩 茂敏 4番：平 祥尚
5番：佐々木 洋子 6番：小田 稲次郎 7番：衛藤 眞弓 8番：佐藤 暁史
9番：飯田 祥治朗

推進委員

10番：多田 貫緑 11番：森 眞一 12番：野田 政春 13番：手島 政弘
14番：佐藤 頼久 15番：帆足 改門 17番：徳永 孝文 18番：時松 美智雄
20番：佐藤 勉 21番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：9名 （農地利用最適化推進委員）：10名
欠席委員 （農業委員）：0名 （農地利用最適化推進委員）：2名

<会長あいさつ>

事務局長

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、只今から第6回のですね九重町農業委員会の総会を開会いたします。座って進めさせていただきます。

本日は農業委員が9名出席でございます。農地利用最適化推進委員が10名出席、2名欠席ということで16番熊谷委員と、19番梅木委員の方が欠席となっております。

農業委員定数9名に対しまして、農業委員の出席委員は9名です。

九重町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、過半数を満たしているため、成立することを報告いたします。

それではこれからの進行を、九重町農業委員会総会会議規則第5条の規定によりまして、会長が総会の進行を行います。よろしく申し上げます。

議長 (あいさつ)

それでは本日これで始めますので、委員の皆さんには発言の際は挙手をし議長から指名があった際に、番号と氏名を告げて発言をお願いします。またその発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。私語についても行われないう、お願いします。あわせて、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただければと思います。

言い忘れましたが、この後また議員さんと座談会ということになります。そのうち懇親会となりますので、参加される方ひとつよろしく申し上げます。

座って始めたいと思います。

議事録署名委員を6番委員と7番委員さんをお願いします。異議ありませんか。

一 同 異議なし。

議長 それではただいまより報告案件に入ります。報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。

議長 内容についてはご一読ください。

ありがとうございます。続きまして報告第16号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。報告第16号、農地法第18条第6項の規定による届け出が2件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。

議長 ありがとうございます。それでは議案に入りたいと思います。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について。

議 長 議案第23号(番号1番)を読み上げて説明。

議 長 はい。事務局から説明終わりました。それでは番号1番の担当委員の方説明をお願いします。

21番委員 はい。

議 長 21番田吹さん。

21番委員 はい。21番田吹です。〇〇さんは、80代やったと思います。〇〇〇君は60代前半です。場所は、〇〇の公民館から上に行った所に〇〇君の自宅がありまして、その近辺の畑と田んぼです。親よりの受贈っていうことで。もう今現在、〇〇君が主になって耕作しています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは審議いたします。これについて質疑を求めますが皆さんいかがでしょうか。ないようです。質疑を終わります。採決に入ります。議案第23号番号1番について、賛成する委員の挙手を求めます。全員賛成と認めます。よって本件は原案の通り当総会で承認することに決定いたしました。続きます。議案第24号、農用地利用集積促進計画について(農地中間管理事業)農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、九重町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を聞くものです。議案は22件ありますが、番号11番12番は関係者がいらっしゃいます。農業委員会会議規則11条、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議開始から終了前が、関係者は退席する必要があります。一括で質疑意見を受け付けます。ありませんか。質疑とか意見等ありませんか。

一 同 ありません

議 長 それでは採決に入ります。1番から22番まで、11番12番を除く案件について賛成する委員の挙手を求めます。賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。それでは、11番12番については、〇〇番委員退席をお願いします。それでは、第24号11番12番について賛成する委員の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。第24号1番から22番の間。もういいよ。入ってもらって。全員賛成ということで承認いたしました。

続きまして議案第25号、農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。訂正をお願いします。番号3番の2行目の現況を宅地に訂正をお願いします。そして1番と2番が現況原野。訂正をお願いします。

議案第25号非農地証明願について。

議案第25号(番号1番～3番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは番号1番から担当委員の方は説明をお願いします。21番田吹さん。

21番委員 はい。21番田吹です。〇〇〇〇さん80歳代ですね。

場所は、この下の道を行きまして〇〇の天満宮があります。天満宮の下の信号旧道の信号を右折しまして、次の狭い道があるんですけど、それを15mくらい入った所の右側になります。その道をずっとこう上がっていきますと〇〇の公民館の所に出ます。その道がですね、軽がどうだろう、ぎりぎりぐらいな道で非農地っていうか駐車場にしたいみたいですね。今そこにある水路の上に、U字溝じゃないグレーチング等かけて他の車が通りやすくしてあげたいということです。それが2番と絡んでいまして、隣り合わせですんで。両方ともしてから、地区の人に今まで草は刈っていたけど迷惑をかけていたんで、少しでもお役に立てばということで聞いています。ちなみに、〇〇〇〇さんは70歳です。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。では番号3番。

20番委員 20番佐藤です。

議長 20番佐藤さん。

20番委員 〇〇〇〇さん。〇〇建設の社長であります。大字〇〇字〇〇の〇〇〇番〇番の方が〇〇建設の入口の所になるそうです。同じく〇〇字〇〇〇〇の〇〇番が家の中に位置するそうであります。〇〇さんは77歳です。以上です。

議長 ありがとうございます。

はい。それを説明ありました、それでは質疑を受けたいと思います。どなたかございますか。

21番委員 私からいい。1番と2番が隣り合わせとかいう話ですよ。

議長 はい。

21番委員 写真で見る限り境というのがないんよね。

片方がもうほんの少しなものでそれで同じに。向こう側になるのじゃ

議 長 なかったかな。
 2 1 番委員 奥の方に。
 正面右手に小屋が見えますよね、その横というか奥の方やったね。ポ
 ンプ小屋みたいなものがある。
 議 長 これ手前は何かこう、これはコンクリート舗装。
 2 1 番委員 一応コンクリート舗装です。
 1 番委員 すいません。グレーチングをどこにかける。
 2 1 番委員 ここにね溝があるんですよずっと。道路の端に。この道沿いにねずっ
 とね。その非農地とあれに沿ってある。そこに掛けて。
 1 番委員 全部に掛ける。
 2 1 番委員 なんかそういうことを言っていました。
 議 長 他に何かありませんか。
 1 3 番委員 一点いいですか。
 議 長 はいどうぞ。1 3 番手島さん。
 1 3 番委員 番号3番の〇〇さんの自宅の中に現況で宅地となっているけど、当時
 は地目変更とかせんやったんやね。
 議 長 事務局どうですか。宅地建てる時に地目変更を当時していなかったの
 かと。だからこれはいつ頃家が建ったのかという記憶はないやろ。
 2 0 番委員 私が子供の頃です。
 議 長 この場合はやっぱりなんか書いてもらおうと。
 事 務 局 基本的に非農地の要件が、20年以上建物を建てて経過していること
 と。大体基本20年ですね。耕作していないのと建物が建っている。
 そして家を建てた後、現況復旧してくださいっていうのが無理なので、
 追認ってなるんですけど、もう20年要件満たしているの今回非農
 地証明願で上がってきた。
 議 長 これに対して何か他にないですか。どうぞ。
 1 8 番委員 これ、20年経っているから始末書も何もいらん。
 事 務 局 いらんいです。始末書を出すのであれば4条の追認ですね。
 議 長 他にありますか。先程事務局から話がありましたように、もう20年
 以上経った宅地とかここにあるやつは始末書はいらないと。非農地申
 請が上がってきていいということですんで。
 3 番委員 会長いいですか。
 議 長 はいどうぞ。
 3 番委員 なんかその話新しい人がいますが、前に1回話をしたことがあります
 が、その逆の場合も確か何か現状を見て、現状はもう宅地だったけど
 農地になって、農地のまま現状は農地だからとかいうお話もちょっと

事務局 聞いたような気がするんやけど。逆はなかったかね。

3番委員 逆ですか。宅地から農地。

事務局 うん。

3番委員 その場合は開墾届を出してもらう。

事務局 出さないと悪かった。

3番委員 はい。

議長 農地を要するに宅地にした場合はもう20年経てばその現状がもう結局宅地だから。逆の場合はそれ出さないかんよね。

議長 他に何かありますか。ないようでしたら採決に入ります。賛成の委員さんは挙手をお願いします。ありがとうございます。

議長 議案第25号番号1番から3番の案件について賛成多数と認め、本件は原案通りと総会で承認することを決定いたしました。

議長 はい。本日の議案は以上になります。